

# 服従にかんする古典的理論モデル

## —ホップズからヒュームへ—

小 野 修

### 1. 理論とモラル

自然科学の進歩にくらべると社会科学の歩みは遅れている、とよく云われます。これは自然科学の進歩の度合いが、社会科学の進歩の度合いより大きいという程度の意味でしかなく、自然科学の方が社会科学より進歩しているという意味ではありません。

本来、対象と方法を異にしてきた自然科学と社会科学をそのまま比較することはできません。しかし、自然科学の進展とそれがうながした生産技術流通手段などの発達をもたらした人類社会の急激な環境上の変化は地球全体から宇宙に及ぶようになっていきます。つまり、自然と社会との分岐点は消滅し、それと同時にそれぞれの科学の独自性を主張し合う意味もなくなりました。自然科学も社会科学もともに、事実認識と価値判断とをあわせ持つ必要が生じました。自然科学研究の対象が人間社会であってもおかしくありません。人間を生物的次元でとらえられるか否かを問わず、人間にかんする学は医学がそうであるように法則の探究の学であると同時にモラル的要素を内包しています。

それでは学問を物質的科学と精神科学に分類し直すべきでしょうか。しかし、物質科学自体が精神の所産であり、精神が肉体の作用であるのならば、それも無意味な分類となります。

それでは、冒頭にあげた言明を変化させて、「人類は自然を利用する知識

においては豊かになったが社会をよくするための知識はまだまだ不足している」と問うたとしたらどうでしょう。答えは、「然り」であり、「否」でもあります。前段については異論はないと思います。後段については、何ををもって充分なのかということが問題となります。

筆者は、次のような立場に近いと云えます。

「人類は自然を利用し、人間を理解する知識を増やしてきたが、幸福な人類社会をつくるための努力は未だ不足している」

自然科学と社会科学が人類の未来のあり方を決定する知識の二大要素ではありません。科学と道徳こそがその二大要素であり、その科学とは学識つまり learning と言った程度の意味です。その分類は、前者を認識に依拠した領域、後者を意志に依拠した領域として二分したものです。両者は相互に関連し合うものですが、人間の認識と行動という二極を示しています。つまり、片方に認識のみがあってほとんど行動がなく、他方の極に行動のみがあってほとんど認識がないと想定した場合、人間は普通その中間を移動すると考えられます。行動にかんする要請は規範的要素を包括しており、通常「…してもらいたい」という命令あるいは要請の言明のかたちとります。これは最も純粋なかたちにおいては、吟味できる内容を含みません。

「侵入禁止」という道路標の意味する内容は、真偽別の該当する存在認識とは異り、侵入を思い止まるよう要請しているにすぎません。標識を無視して侵入し衝突その他の事故を起すかどうかは言明とは全く別問題ですが、警告の拘束性を漠然と意識させています。海岸とか砂漠とか対向車が全く考えられない場合ですら、「侵入禁止」のマークは予期されない事故の発生——人喰い鮫の出現あるいは地雷による危害など——を想起させ、多少の拘束力をもちます。

しかし、規範的言明自体は内容が希薄であればその分、進歩の概念とは関係がうすれます。

「汝、殺す勿れ」という言明が古いとすれば、それは単に言葉づかいが古

風であるだけで、「キミ、ひとを殺してはイカンよ」とか“you mustn't murder people.”といえは同じことです。この言明が数千年前にモーゼ(Moses)によって発せられようが、釈尊やキリストによって発せられようが一向に古くならないのはそのためです。他方、「物が燃えるのは空气中に燃素という物質があるからである」という中世の言明は、学識としては今ではあやまりであり役に立ちません。つまり古くなったのです。

聖書や仏典がその教えにおいて今も新しさを失わないのは、それが道徳上の言明に満ちているからであり、詩篇の中にくり返される「神よ、われらをまもり給え」はそれがはじめて語られたときと同じように、今も我々の胸をうつのです。このように考えてみれば、東西の古典において今も私たちにとって、はじめて本となっていらいほとんどかわらぬ意味をもちつづけ、(経験的真理とは無縁であるため)その価値を減ずることのない書物は多いのです。政治哲学史上の多数の古典はそれに該当します。

筆者がこの小論文で主張したい点は、幸福な社会を築くために必要な程度の政治的指針は18世紀末までにすでに充分あらわれており、必要なことは、その知識の伝播と、実践による改革の意志だけであると主張することです。

かりに政治思想の流れが、17世紀末にとまったとしても、それまでの思想のみで、今日まで200年という現行憲法中最長寿をほこるアメリカ合衆国憲法を生み出すこともできたのです。

従って、現代世界に生きる諸国民にとって国家の抑圧から自分の身をまもるための理論的支柱をわざわざ新たに現代思想に求める必要はないばかりか、その理論的貧困を現状の不毛性のせいにする必要すらありません。自然科学が如何に発達しようとも、道徳律にかんして人類がその不備や知恵の不足をかこつ必要は何ひとつありません。モラルはすでに昔からありあまるほど与えられているのです。

## 2. ホッブズの教訓

ホッブズ (Thomas Hobbes, 1588-1679) の政治哲学史上の重要性はプラトン (Plato) アリストテレス (Aristotle) に匹敵します。その存在は、ホッブズを保守反動的で絶対王制のイデオログと勘違いする人々の軽蔑にもかかわらず、民主主義理論の基礎の構築者として近年ますます重視されています。人民民主主義論の生みの親とされるジャン=ジャック・ルソー (Jean-Jacques Rousseau) の『社会契約論』(Du Contrat Social, 1762) もホッブズ学説のフランス版にほかなりません。

ホッブズの思想の中でも、国家論にかんする部分は、当時に比べて、国家の規模がおそらく数万倍にも及ぶ巨大なものに成長した現代の超大国にかんしては全くあてはめられないもの (obsolete) とされるにしても、たとえば、政治的統一の必要から、「主権は分割してはならない」(indivisible) (Hobbes, *Leviathan*, Part II, Chap 18) という要請など、現代における国家論として有用性を失わずにある部分も多いのです。1960年代にアフリカで多数の旧フランス領植民地があいついで独立しましたが、軍事的支配に走った現地の若い指導者たちがこぞって読んだのはプレイヤード版のルソー政治論集であったと言われています。考えてみれば彼らはルソーを通じてホッブズの教えを実行していたのでした。

### ☆

さて、民主主義理論——つまり、人民のための政治を行うのに必要とされる有用な知識——の発達史から見たとき、ホッブズの教えの第一の重要部分は抵抗権の思想でしょう。これは、言いかえれば「政府の不当な要求には服従しない論理」の構造であり、(原始)契約によって国家を構築した以上、当然帰結として生じてくる服従の義務を如何に正しくとらえるかという問題に彼自身が解答を与えたものです。

ホッブズの契約論の根底には人間がお互いに平等につくられているという

前提があり、ホッブズにはアリストテレスの次のような考え方はみられません。

. . . that some should rule and others be ruled is a thing not only necessary, but expedient; from the hour of their birth, some are marked out for subjection, others for rule.<sup>1</sup> (*Politica*, Part I, Chap. 5)

そのようなアリストテレスをホッブズは軽蔑していました。 *Leviathan* の第一部第15章の次の言葉はホッブズの思想の民主的性格をよくあらわしています。少し長いですが、ユーモアも感じられ読みやすいので全文を引用してみましょう。

The question who is the better man, has no place in the condition of meer Nature; where, (as has been shewn before,) all men are equall. [77] The inequality that now is, has bin introduced by the Lawes civill. I know that *Aristotle* in the first booke of his Politiques, for a foundation of his doctrine, maketh men by Nature, some more worthy to Command, meaning the wiser sort (such as he thought himselfe to be for his Philosophy;) others to Serve, (meaning those that had strong bodies, but were not Philosophers as he;) as if Master and Servant were not introduced by consent of men, but by difference of Wit: which is not only against reason; but also against experience. For there are very few so foolish, that had not rather governe themselves, than be governed by others: Nor when the wise in their own conceit, contend by force, with them who distrust their owne wisdom, do they alwaies, or often, or almost at any time, get the Victory. If Nature therefore have made men equall, that equalitie is to be acknowledged: or if Nature have made men unequall; yet because men that think themselves equall, will not enter into conditions of Peace, but upon Equall termes, such equalitie must be admitted. And therefore for the ninth law

of Nature, I put this, *That every man acknowledge other for his Equall by Nature.* The breach of this Precept is *Pride*.<sup>2</sup>

こうしてお互いに平等な立場にある人間が、互いの安全を保障し合うために人工的につくり出した機能が国家であるとホッブズは説明します。さて、その国家はその契約時に約された服従をその構成員である人民に要求します。

この場合、人民が自らの平和と安全を求めて結束して設立した国家 (Common-wealth) に服従することは自らの意志に従うことになるのであって、服従を拒むことは自らの決定に叛くことになって矛盾するということとなります。これは *Leviathan* の第二部18章の次の言葉にあらわれています。

... for they are bound, every man to every man, to Own, an and be reputed Author of all, that he that already is their Sovereigne, shall do, and judge fit to be done: so that any one man dissenting, all the rest should break their Covenant made to that man, which is injustice: and they have also every man given the Sovereignty to him that beareth their Person; and therefore if they depose him, they take from him that which is his own, and so again it is injustice. Besides, if he that attempteth to depose his Sovereign, be killed, or punished by him for such attempt, he is author of his own punishment, as being by the Institution, Author of all his Sovereign shall do: And because it is injustice for a man to do any thing, for which he may be punished by his own author ity, he is also upon that title, unjust.<sup>3</sup>

つまり、主権者への叛逆者は主権者たる自分自身によって罰せられるというのです。この論理は後にヘーゲル (G. W. F. Hegel) によって更に発展されることとなりますが、いわば人民主権の政治体制下における主権者 (つまり、人民の意志決定機関および行政主体——即ち政府) への人民の服従義務をうまく説明する古典的理論モデルです。しかし、まさにこの点から一種の

逃れようのない人民民主主義体制の息の詰まるような閉塞状態が生ずることになります。というも人民は次にみられるように主権者を批判する手段を奪われてしまうからです。

Fourthly, because every Subject is by this Institution Author of all the Actions, and Judgments of the Sovereigne Instituted; it followes, that whatsoever he doth, it can be no injury to any of his Subjects; nor ought he to be by any of them accused of Injustice. For he that doth any thing by authority from another, doth therein no injury to him by whose authority he acteth: But by this Institution of a Common-wealth, every particular man is Author of all the Sovereigne doth; and consequently he that complaineth of injury from his Sovereigne, complaineth of that whereof he himselfe is Author; and therefore ought not to accuse any man but himselfe; no nor himselfe of injury; because to do injury to ones selfe, is impossible. It is true that that they that have Sovereigne power, may commit Iniquity; but not Injustice, or Injury in the proper signification.<sup>4</sup>

のちに検討するように、J.-J.・ルソーの人民民主主義理論の崩芽はまさにここに存在するのです。ルソーはホブズ理論の上に自分の政治理論を据えたために、自由をめざして構築した筈の理論によって、逆に解放した人民を新たな鎖でしばってしまうことになりました。

ホブズの場合、コモン・ウエルスつまり、彼の理想国は、内乱を終らせ平和と安全を手に入れるための手段でした。つまり、その本来の目的を達することができなければ、その時点で服従の任務はとかれるというのです。統治能力のないコモンウエルスに生命を失ってまで奉仕する意味はないというのがホブズの考え方の根底にありました。つまり、人民に求められるコモンウエルスにたいする服従には前提条件がある。その条件が失われたときには、人民は服従の義務を免除されるのです。

Lastly, when in a warre (forraign, or intestine,) the enemies get a final Victory; so as (the forces of the Common-wealth keeping the field no longer) there is no farther protection of Subjects in their loyalty; then is the Common-wealth DISSOLVÆD, and every man at liberty to protect himselfe by such courses as his own discretion shall suggest unto him. For the Sovereign, is the publique Soule, giving Life and Motion to the Common-wealth; which expiring, the Members are governed by it no more, than the Carcasse of a man, by his departed (though Immortal) Soule. For though the Right of a Sovereign Monarch cannot be extinguished by the act of another; yet the Obligation of the members may. For he that wants protection, may seek it anywhere; and when he hath it, is obliged (without fraudulent pretence of having submitted himselfe out of fear,) to protect his Protection as long as he is able. But when the Power of an Assembly is once suppressed, the Right of the same perisheth utterly; because the Assembly it selfe is extinct; and consequently, there is no possibility for the Sovereignty to re-enter. [175]

つまり、人民は自らを害するように拘束される義務はないということです。このことは、第二部の Of Common-wealth の第21章 Of the Liberty of Subjects でくわしくのべられています。

この第21章では、臣民が彼らの主権者への服従を免除される場合 (In what Cases Subjects are absolved of their obedience to their Sovereign) についての論及があります。

主権者が保護をしにくれなくなった場合として、ホッブズは四つの場合を想定しています。

第一は捕虜になった場合 (In Case of Captivity) であり、第二は、主権者が統治の任務を放棄する場合 (In case the Sovereign cast off the government from himself and his Heyrs) です。

第三は、国外に追放された場合 (In case of Banishment) であり、第四は主権者が他国の臣下となった場合 (In case the Sovereign render himself Subject to another) です。本文はかなりくわしくこの事情を解説していますが、我々にとってはこの項目を一べつするだけで充分でしょう。そのような不幸な事情はアフリカ、中南米、中東、インド、東南アジアなど、つまり至るところで毎日のように新聞で報道されているのですから<sup>6</sup>。

ところが、この服従免除の条件もコモンウェルスの存在理由が強調されるにつれて、忘れられるか無視されて行く危険な方向が存在するのです。即ち、国家理由 (raison d' état) の擁護論が登場する18世紀以来、国家の存在自体は個人の存在理由をのみ込んでしまいます。言いかえれば、自らがつくりあげた巨大な人造人間レヴィアサンが自らの存続のために人民を喰いほじめるのです。これはホッブズの予想しえないことでした。

### 3. 国家は機械なのか

ホッブズは *Leviathan* の冒頭で次のようにのべて機械としての国家像を構想しています。

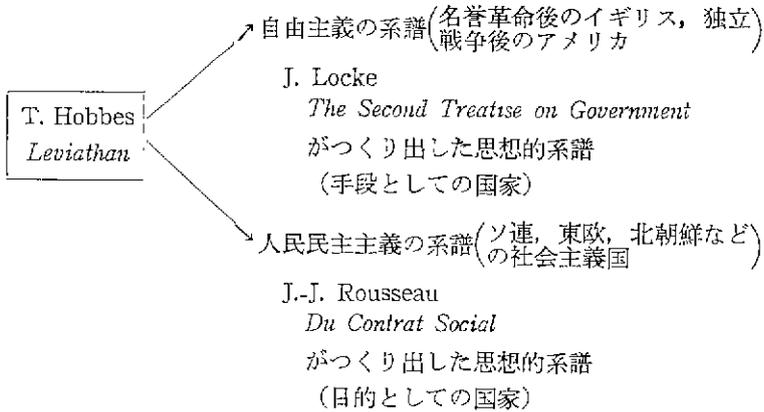
... *Art goes yet further, imitating that Rationall and most excellent worke of Nature, Man. For by Art is created that great LEVIATHAN called a COMMON-WEALTH, or STATE, (in latine CIVITAS) which is but an Artificiall Man; though of greater stature and strength than the Naturall, for whose protection and defence it was intended; and in which, the Sovereignty is Artificiall Soul, as giving life and motion to the whole body; . . .*<sup>7</sup>

つまり、国家はあくまで人民の安全 (the peoples safety) のための道具なのです。ところが、前章の終りで触れたように、いったん合意によって結成されたこのコモンウェルス (つまりリヴァイアサン) は、その時点から、それ自体の存続をめざして活動をはじめます。つまり、ひとつの生命体として活

動をはじめ、その目的はそれ自体の存続となり、そこでは人民の福祉 *Salus Populi* の方は無視すべき問題と変るのです。

この恐怖への分岐点はいつどのように理論的モデルとして指摘できるでしょうか。

いま、筆者の脳裡には次のような概念図が思い浮かびます。



国家は人民の安全や幸福のための手段なのだから国家がその本来の機能を正常に働かせることができなくなった場合には、人民はその国家をつくりかえることができるという革命権思想は、道具的国家観とすることができるでしょう。J. ロックが *The Two Treatises on Government* で示した思想はたしかにそういう性質の思想であり、国王の支配権を天賦のものとした Robert Filmar の神秘的な王権起源論を明快に論駁したのでした。ロックのこの思想こそが、イギリスにおける名誉革命（ロックのこの著作自体は革命に先立つ10年前に執筆され、その出版は革命の翌年1690年であった）ならびに、アメリカ独立戦争の思想的根源となりました。独立宣言や Thomas Paine の *Common Sense* に盛り込まれた政治的立場がJ. ロックの影響下にあったということは歴然としています。

ロックの自由の概念は自らが同意した法にのみ従うという条件で自らの自

然権の一部を主権者に委ねるというものであっただけに、主権者の信託への違反はただちに人民の服従の義務を解くばかりか、裏切った主権者への抵抗と、さらに必要とあればその為政者にたいしての革命権を擁護するものでした。

そうであればこそ、イギリス国民の指導層はジェームズ二世の治世下に予想されたブルボン王朝を中心としたカトリック勢力による英国の支配に抗して、オランダのプロテスタント勢力（William of Orange）に救援を求めたのでした。今を去るちょうど300年前に行われたオランダのイギリスにたいする歴然とした「侵略」的行為が名誉ある革命として記念され、エリザベス二世によりオランダの使節が英国のこの祝典に招かれました。ロックの学説、さらにはその母型としてのホッブズの学説（即ち、為政者が人民の信頼を裏切って外国勢力に人民を譲り渡しかねない場合、人民は服従の義務を解かれる）がこの政治的変革を是認したのでした。ジェームズ一世によって先鞭をつけられた王権神授説はその後継者たるチャールズ一世、チャールズ二世、ジェームズ二世と時をへるに従ってそれを擁護する御用学者をとりまきに加えました。もし、ジェームズ二世がボルテールやトレベリアンが書きとめたようにルイ十四世の寵愛を損ねるようなことがなかったならば、オレンジ公ウイリアムによる英国支配は成立し得なかったでしょう。つまり、ロックの合意の学説の妥当性故に革命の成功がかかっていたのではなく政治的帰結が権力の角逐の勘定表であることは事実です。しかし、勝利の女神は王位についていたもの（ジェームズ二世）ではなく、王位を用意したもの（英国民、もしくはカトリック勢力を共通の敵とするトーリーとウィツグ両党派ならびに即位を承諾したもの（オレンジ公ウイリアムとメアリの両者）の結束の強さに微笑しました。ルイ14世はジェームズ二世とオレンジ公との二派にわかれて英国民が争えば漁夫の利が得られるという期待もあったのでした。しかも、すでに時代は人民主権の時代に向って動きつつあったのであり、農業的フランスは英国とオランダという商工業的先進国が時代の先どりをする

のを一世紀近くぼんやり眺めていたのです。

類似のケースはアメリカの独立として繰り返されました。搾取と抑圧のみがあって、自由と繁栄の目論見が英本国の立法府へ自分たちの代表を出せないために不可能であったとき、アメリカ植民地の本国からの独立の大義名分が成立しました。つまり、ロック的な自由の概念の適用により、叛乱と独立の国際的是認を求めるアピール、つまり独立宣言の布告が可能となったのです。

#### 4. 国家は生き物なのか

国家は生物でも有機物でもありませんが、国家が自らその存続を保持しようとするのは国家の本質的な要素です。だからこそ、古今の政治学者は国家を生き物にたとえてきました。ホップズは国家 (Commonwealth) を人間が人工的に作り出した人造人間 (Artificial Man) と認め、それに Leviathan という海の怪物の名をつけました。——しかし、ホップズはそれが人間の機能を模した機械仕掛けのものであることを自著の最初にことわけるのを忘れませんでした。人間がつくったものは人間がそれをこわすことができるのです。人間が原始契約を結び合って作り出した国家のヴィジョンは、John Locke によって人民の合意 (popular consent) による安定した体制の理論——即ち自由主義国家観へと成長しました。この考え方の類型は国家を人民の幸福に至る単なる手段と考える道具主義的国家観です。

この考え方に対立する観方は国家をそれ自体が人間から独立した個有の意志と目的をそなえた持続する意志をもった存在であるとする立場です。これは G. W. F. Hegel の『法の哲学』“*Grundlinien der philosophie des Rechts, oder Naturrecht und staatswissenschaft im Grunärnisse.*” 1821, —*Philosophy of Right* (以下 P. R. と省略) の中で典型的なかたちであらわされています。生物体としての国家観、あるいは the organic theory とよばれるこの国家観においては国家の成員は国家の生成のための一要素でしかなく、個人の尊厳

よりは国家の目的が優先されます。ヘーゲルにとって個人の自由とは国家的意志との合一であり、国家の目的が市民の幸福であることをヘーゲルは認めるものの、市民の幸福は国家の意志に反しては存在しえないのです——何故なら国家とは主観的自由の現実体 (P. R. Chapt. 261) にほかならないからなのです。従って、国家の危機の場合、「国家の個性のために犠牲となることは国家にたいする万人の 実体的関係であり普遍的義務である」 (P. R. Chapt. 242, 高峯一愚訳) ——というところに至ります。

ヘーゲルのこの見解を妥当な国家観として認める気持ちになった場合、我々は明らかに次の二点を忘れているのです。

1. 国家の意志に服することは法的義務であるにせよ、如何なる国家の意志にも服する（つまり抵抗権はみとめない）という契約は仮空のものである。
2. 国家はたんに生命の安全と幸福の追及の手段にほかならないと信じ、ている人間にはヘーゲルのこの主張は効果を示さない。

どのように巧妙にヘーゲルの学説を弁護しようとも、国家を幸福に至る手段にすぎないと考えている人々を国家のために犠牲になれと説得することはできません。アメリカ独立宣言の精神はヘーゲルの国家への服従のすすめを軽く一蹴してしまいます。

ヘーゲルの自由観を論じたある論文は、ヘーゲルの真意を歪めてまでヘーゲルが市民的自由の擁護者であったと力説し、ヘーゲルにたいして批判的な立場にあった E. F. Carrit のヘーゲル論を牽強附会であるとして次のように論駁しています。少し長いが引用してみましよう。

... those and only those are free who desire above all things to serve the success and glory of their State.” This, it seems to me, is a ludicrous caricature of Hegel’s actual position. To state Hegel’s position as baldly as possible, those and only those are

truly free who live in a rationally organized state, who desire above all things to do what their state requires of them, and who determine their actions in accordance with its laws and institutions. Even this is misleading, if it is not added that according to Hegel the rationally organized state will require of them only that which is in the “substantive and particular” interest of all concerned. He would reject the suggestion that such a state would pursue its “success and glory” at the expense of this twofold interest of its citizens. A state might do this; but to the extent that it did, it would not be the sort of state Hegel endorses. Even when he says that the individual must be prepared to sacrifice all when the state is threatened (PR, § 324), he is not suggesting that the interests of the individual are to be subordinated to its “success and glory.” Rather, his point is that the state is what makes possible both the maximum satisfaction of the individual’s particular wants and needs and the realization of his essential nature and true freedom, and that he therefore must be prepared to make sacrifices to preserve the state, upon which his own interests depend. p.322 <sup>8</sup>

国家にたいする視点が違う場合は、批判は水かけ論であり、論議は噛み合わないが故に進展もありません。ヘーゲルを弁護すればするほどロックの自由主義を信ずる人はしらけてしまいます。

☆

ヘーゲルの思想はホッブズとルソーの思想のドイツ風な表現であり、ルソーがホッブズのフランス的な表現であったとすれば、ヘーゲルはホッブズの思想の直系というより裏返しと云うべきでありましょう。ホッブズは主権の確立こそが人民の安全と幸福であると考えたのですが、ヘーゲルはそのホッブズの影響のもとに人民主権論を考想したルソーをふまえて、その当時まだ存在もしていなかった「ドイツ帝国」の誕生を夢みました。そして観念の世

界の中で国家の壮大な讃歌を響かせたのでした。ヘーゲルのこの *Philosophy of Right* の中にはルソーもカントも引き合いに出されますが、どちらにたいしてもヘーゲルは自説の擁立のために限られた評価しか与えていません。ヘーゲルの夢はニイチエ (F. W. Nietzsche) やトライチュケ (H. von Treitschke) といった権力志向の思想家にうつがれ、ついにヒトラーの第三帝国として現実のものとなったのです。個人の意志が国家の意志の前に踏みじられる有様はその結果、克明に歴史にきざみ込まれました。ファシズムとは人民の名による個人の自由の侵害の体制なのですが、この論理がヘーゲル思想の中に忍びこんでいたことに気付く人は少なかったのです。

この論理とは、実は J.=J. Rousseau の思想を経由して出てくるのです。

## 5. 人民の意志というフィクション

ジャン=ジャック・ルソーほど様々に異なる評価を受けている思想家も珍しい。彼が受ける毀誉褒貶は一世代のちのヘーゲルに匹敵します。

ルソーはアンシャン・レジームにかわる新体制を人民民主主義として考想しましたが、その骨子はすべてだまってホッブズから借用しました。それはかまいませんが、問題はルソーがホッブズの宗教政策論を自分の人民民主主義論の矛盾をかくす方策に援用したことにあります。ルソーが主張する問題の箇所は彼の *Du Contrat social* (1762) の第8章の中に読みとれます。民主主義体制にかんする実に見事な歴史的解明のあと、ルソーは人民の意志の表示をいわゆる一般意志 (*volonté générale, the general will*) としてとらえました。これをもって国家の意志とすれば、人民の意志が即ち国家の意志となるという考えにまとめあげました。ところが、問題は何をもって人民が表示した意志としうるかと考えれば、意志の代表の問題は何ひとつ解決されていないのに、ルソーはそのままそこを押し通してしまうのです。一部の指導層が人民の意志だとして勝手につくりあげたものを国家の意志として今度は人民の上に巧妙に押しつける。——このとき生ずる摩擦を「市民的宗教」

(civil religion) という「つくられた国民感情」で和らげるという第八章の構想がそこで生きてくるのです。この宗教的な国民感情に同調しないものは国外に追放され、残された従順な市民に主権者は安心して一定の信仰箇条を教え込み、国家への服従と遵法精神をつちかうことができるというわけです。

次の文章を読みながら、何故、過去10年間に数十万人にも及ぶ難民がベトナム社会主義共和国を逃れ、今も一日に何百人もの人々が荒海に出て国外に逃れて行くのかを考えてみるのは大切なことでしょう。

というのも、戦後の旧フランス領植民地の独立の精神は悉くこのルソーの『市民契約論』にもとづく人民民主主義であり、たといマルクス主義やレーニン主義、あるいは毛沢東主義を知らなくとも、プレイアード版のルソー全集を読むフランス語の素養があればアフリカやアジアからのフランス留学生たちの多くは、ルソーのこの思想によってはぐくまれました。少数のエリートによるクーデタや革命ののちの軍事政権による恐怖と抑圧の専制的体制を維持しつづけ（今日もその非道が続いている場合が多く見られます）、反省が行われるよりはむしろ、管理統制が進められてきた国々があとを絶たないひとつの背景はここにもあるのです。次がルソーの文章です。

…市民に義務を愛するようしむける宗教を各市民がもつことは、国家にとってまさしく重要なことである。しかし、この宗教の教義は、この宗教を信仰するものが、他人に対して果たさねばならない義務と道徳に関係するかぎり、国家にとっても、その成員にとっても、関心の対象となるにすぎない。そのうえ、各人は自分の好きな意見をいざうことができるのであり、それを知るのは主権者の義務ではない。なぜなら、主権者は彼岸の世界においてはなんの権能ももたないから、来世の臣民の運命がどうであれ、彼らが此岸の世界において善良な市民でありさえすれば、それは主権者の関知しない事柄だからである。

したがって、主権者がその箇条を定める権限をもつ、純粹に市民的な信仰告白が存在する。それらの箇条を定めるのは、嚴密には宗教の教養としてではなく、社会性の意識としてである。もしこの社会性の意識を欠けば、善良な市民、忠実な臣民たりえないのである<sup>2</sup>。主権者は何人にもこれらの信仰箇条を信じることを強制はできないが、それを信じない者はだれであれ国家から追放できる。主権者は彼を不信者としてではなく、社会性の意識を欠く人間として、法律と正義を誠実に愛することができず、緊急の際に義務のために生命をささげることのできない者として、追放するのである。そこで、もし何人かが公然とこれらの教義を認めながら、それらを信じないかのように行動するとすれば、死をもって罰せられるべきである。彼は最も重い罪を犯し、法律に対して偽ったのである<sup>3</sup>。

このような逃れようもない画一型の専制体制が人民民主主義の名のもとにまかり通っていることは嘆わしいことですが、せめてものなぐさみは、この専制的体制を保持する指導層が必然的に腐敗墮落し、急速に自らの墓穴を掘ることになるということです。——とは云え、その際、何と多くの人々の生命と平和な暮らしが永久に損われてしまうかは考えてもおそろしいことです。

#### ☆

ルソーの人民民主主義の理論からフランスの社会主義の思想が育ち、それはイギリスの経済学思想、ドイツの観念論の哲学（とりわけヘーゲルの思想）と共に19世紀にはマルクスとエンゲルスの思想をはぐくみました。このマルクス主義が20世紀に入るとレーニンによってソ連型に土着化し、さらにスターリンによってその統制的部分が著しく強化されて恐怖の専制体制を生み出し、今世紀の国際共産主義運動と並ぶ一国社会主義理論という二つの共産主義の流れをつくり出したことはよく知られています。共産主義運動が他の体制にたいし排他的であることは、それが唯一絶対の信奉の対象としての

「党」を考想しているためです。これはきわめて宗教的な現象です。——しかし、考えてみれば、こうした二〇世紀のソヴェイト共産主義、および他の共産主義運動がそのモデルを何よりも中世におけるキリスト教の支配の様式にもち、その政治思想上の表明が、Thomas More の *Utopia*、そして、ホッブズの *Leviathan* をへて、ルソーに受けつがれるにつれて、宗教を政治の手段として利用するのが有効だ、という理論が定着したのです。拙稿の目的が古典的理論モデルの探究であるだけに、筆者は1762年刊のルソーの『社会契約論』において、すでにマルクス・レーニン主義および20世紀の共産主義思想の根源は定まったと言いたいのです。

## ☆

とは云え、我々には理論的な対決の武器が古典的理論のレベルで全くないわけではありません。ルソーと全く対照的な立場に立つ現実派で言葉の魔術にかからない人物がいます。David Hume (1711-76) がその人です。ヒュームがルソーほどに読まれなひとつの理由は、われわれがヒュームによって好ましいと判断される自由主義の体制の中にすでに住んでいるからです。我々はありがたいことに、ルソーの理想社会を夢見て苦しまぎれに革命やクーデタを起したりしなければならぬ状況にはおかれていません。ヒュームの著作は人民民主主義国の学生たちにこっそり（もし禁書ノであるならば）、あるいは大っぴらに読ませるべきでしょう。ヒュームは歴史的事実の本質を正しく見抜く人です。彼はロックの同意の論理すらをあまり信じてはいません。——それを信じることはルソーを信じることになるのかもしれませんが。アメリカ人が信じたのはロックの革命権の理論でした。ヒュームは次のように云っています。

As the obligation to justice is founded entirely on the interests of society, which require mutual abstinence from property, in order to preserve peace among mankind; it is evident, that, when the execution of justice would be attended with very pernicious con-

sequences, that virtue must be suspended, and give place to public utility, in such extraordinary and such pressing emergencies...

The case is the same with the duty of allegiance; and common sense teaches us, that, as government binds us to obedience only on account of its tendency to public utility, that duty must always, in extraordinary cases, when public ruin would evidently attend obedience, yield to the primary and original obligation. *Salus populi suprema Lex*, the safety of the people is the supreme law.

Resistance, therefore, being admitted in extraordinary emergencies, the question can only be among good reasoners, with regard to the degree of necessity, which can justify resistance, and render it lawful or commendable. And here I must confess, that I shall always incline to their side, who draw the bond of allegiance very close, and consider an infringement of it, as the last refuge in desperate cases, when the public is in the highest danger, from violence and tyranny.<sup>10</sup>

何と明快な考え方でしょう。言葉づかいは古くとも、その考えはまるでつい最近書かれたもののようにすら思われます。少しも古くなっていません。この油断のない抵抗の精神こそが、少くとも平和と安全と幸福をもたらす思想の根底におかれてなくてはならないでしょう。幸いにして日本国民はまもるに値する憲法と、遵法精神を尊重しうる政治体制下に生きています。日本国憲法第13条は基本的人権のひとつを次のように定めています。「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。」

これは無論、ロックの思想やアメリカの独立宣言の思想の延長線上にあるものです。

国家はつねに監視をしていないと国民を忘れてそれ自らの存続のために活

動しはじめます。それが国家を生命体と見あやまらせるのです。しかし、国家はロボットでありサイボーグである筈です。それを忘れたとき、私たちも子供たちも George Orwell の *Nineteen-Eighty-Four* の世界でのように、国家や党のために犠牲になることを喜び、「国家を地上の神のようにはやまわねばならぬ」(Hegel, P. R. 272) と本気で信ずる人間に知らない間に仕立てあげられてしまうのです。

## 註

- 1 Aristotle, *Politica*, Part 1, Chap. 5 (translation by Benjamin Jowett, Oxford Univ. Press)
- 2 Thomas Hobbes, *Leviathan*, (first published 1651) Part 1, Chap. 15, Pelican Books, 1968.
- 3 Hobbes, *ibid.*, Part II, Chap. 18.
- 4 Hobbes, *ibid.*, Part II, Chap. 18.
- 5 Hobbes, *ibid.*, Part II, Chap. 29.
- 6 興味ぶかいことは、ホッブズ自身がこの学説を自ら実践したと考える事実である。ホッブズは1649年にクロムウエル派による Charles I の処刑が行われたあと、Charles II (ホッブズの進講相手) と共にオランダに逃れたが、1650年 *Leviathan* をロンドンで出版したあと、1652年彼ひとり亡命宮廷を抜けてロンドンにもどっている。つまり、彼はチャールスへの服従の義務を免除されたと自らを判断したのであった。もっとも、その後、王制復古の直前、チャールスがロンドンに凱旋したとき、ホッブズはチャールスを出迎え、再び宮廷に帰り咲きしている。クロムウエル支配下のイギリスにおいて、クロムウエルに臣従を誓わなかったところが、ホッブズに二心なしとして復帰をみとめられた理由であったのだろうか。
- 7 Hobbes, *op. cit.*, The Introduction
- 8 R. L. Schacht, "Hegel on Freedom", in *HEGEL*, edit by A. MacIntyre, Anchor Books, 1972.
- 9 J.-J. Rousseau *Du Contrat Social*, chap. 8. (井上幸治訳、中公文庫)
- 10 David Hume, "Of Passive Obedience", in *The philosophical Works*, Vol. 3, edited by T. H. Green and T. H. Grose, 1964, Sciencia Verlag Aalen, p. 461-462.

## Synopsis

Classical Doctrines of Obedience  
—From Thomas Hobbes  
to David Hume

Osamu Ono

In the novel *Nineteen Eighty-Four* George Orwell wrote under a pseudonym of Emmanuel Goldstein; "The Party is not concerned with perpetuating its blood but with perpetuating itself" and "Its rulers are held together by adherence to a common doctrine."

In *Oceana*, an Orwellian Utopia, if a Party member happened to be caught as being unfaithful to the Party and the Party doctrines, he would be forced to go through the brainwashing process. After horrendous inquisitions conducted by a Party official on Winston Smith in the torture chamber, Winston finally abandoned his last remaining will of resistance. He would train himself in a red mist of delirium in not seeing or understanding the argument that contradicted any proposition the Party claimed as veritable; "TWO AND TWO MAKE FIVE", "FREEDOM IS SLAVERY", "ICE IS HEAVIER THAN WATER", etc.

The totalitarian system by a one-party rule is often regarded as a prototype of socialist or communist regime. This system has its origin in much older days than those of the Russian Revolution led by Lenin and even older than Karl Marx's *Manifesto*. It was first conceived in Jean-Jacques Rousseau as an idea of people's democracy based on his

peculiar theory of the *general will* of the people. This idea of the general will was derived from his far fetched interpretation of John Locke, a Founding Father of Liberalism and of Thomas Hobbes, the first “liberal democrat” in the history of British political philosophy.

Rousseau’s idea of the general will invited various types of interpretation from the autocrats of the later ages who sought good causes for their expediencies. Employing the theory of the general will, rulers could have all their arbitrary desires fulfilled since he could claim that their will was identical with the will of the people. Thus Rousseau’s theory of people’s democracy eventually prepared the road to the establishment of the Soviet Union and many other one-party ruled, so-called DPR nations or the Democratic People’s Republics. Some of those DPR nations are no other than the modern version of the reign of Terror.

On the other hand, John Locke found followers of his theory of Liberalism in such “revolutionaries” like Thomas Paine and Thomas Jefferson who masterminded the American Revolution. Throughout the history of the people’s democracy in the U.S.A., this nation has never tolerated a one-party rule for its government.

This article is planned to seek the root-causes of the ramification of Liberalism and to explain how Liberalism yielded two different kinds of democracy, namely, political-and social democracy.